

基本計画書

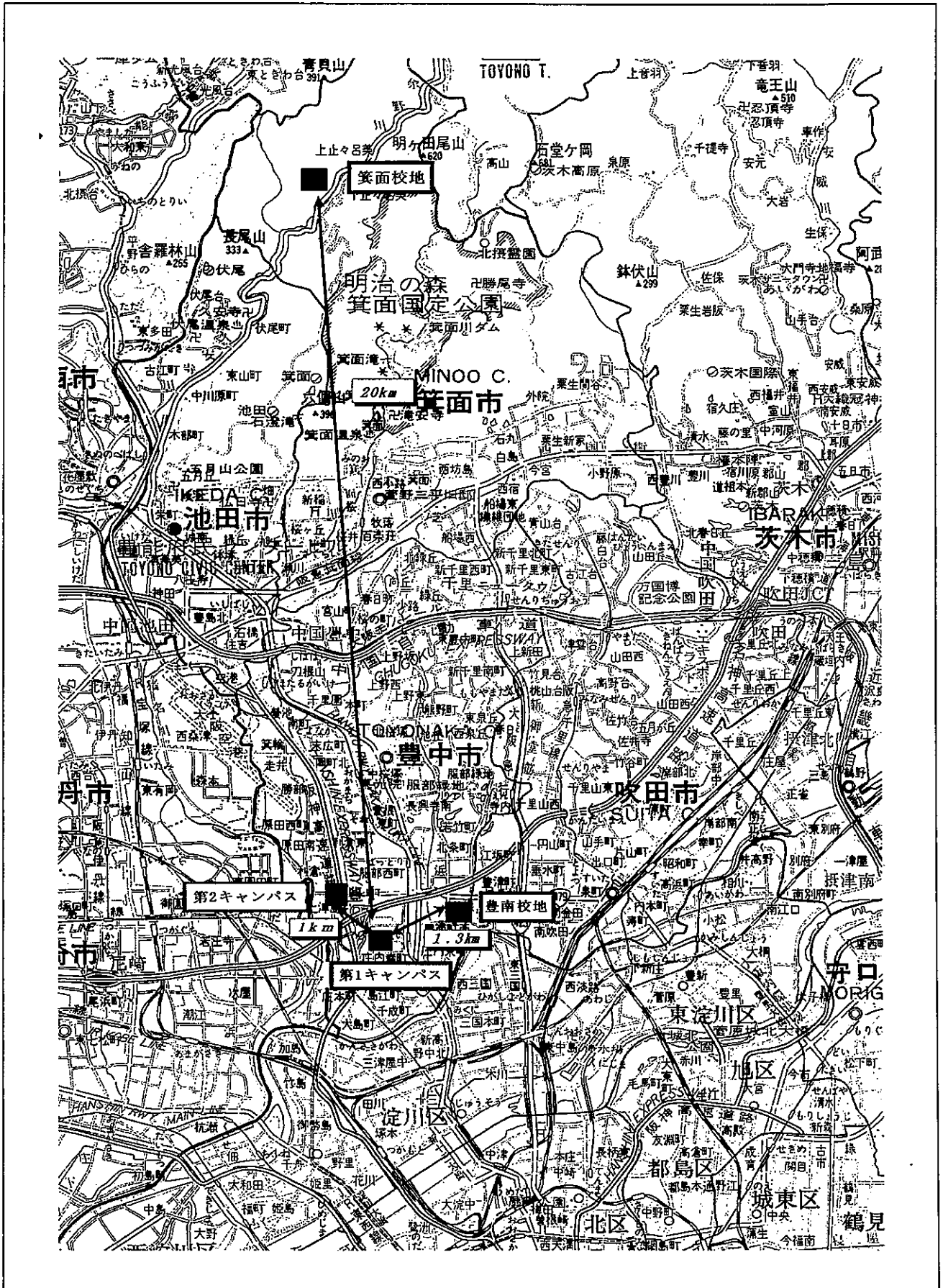
基本計画書									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		大阪音楽大学収容定員関係学則変更							
設置者		ガッコウホウジン オオサカオンガクダイガク 学校法人 大阪音楽大学							
大学の名称		オオサカオンガクダイガク 大阪音楽大学 (Osaka College of Music)							
大学本部の位置		大阪府豊中市庄内幸町1丁目1番8号							
大学の目的		本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命としている							
新設学部等の目的		近年の志願者動向並びに社会環境の現状をふまえ、音楽学部全体の収容定員は変更せずに、社会的な要請に応え声楽学科、器楽学科の収容定員の変更を行う。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	声楽学科	4 (4)	45 (60)	8人 (8)	196 (256)	学士(音楽)	平成23年4月1日 第1年次	大阪府豊中市 庄内幸町1丁目1番8号	
	器楽学科	4 (4)	155 (140)	20 (20)	660 (600)	学士(音楽)	平成23年4月1日 第1年次		
計								5月届出予定	
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月 大阪音楽大学短期大学音楽科における入学定員及び収容定員変更(平成22年5月届出予定) 音楽科 [定員減] (入学定員 Δ70) (収容定員 Δ140) ・平成23年4月 大阪音楽大学短期大学部専攻科3専攻(作曲、声楽、器楽)の1専攻(音楽)への改組(平成22年5月届出予定) 音楽専攻 [改組に伴う定員] (15) 作曲専攻 [改組に伴う定員] (Δ2) 声楽専攻 [改組に伴う定員] (Δ5) 器楽専攻 [改組に伴う定員] (Δ8) ※改組に伴う3専攻(作曲専攻、声楽専攻、器楽専攻)平成23年4月学生募集停止(平成22年5月届出予定) 							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数	
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目			単位	
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員
				教授	准教授	講師	助教	計	
	新設	音楽学部	人	人	人	人	人	人	人
			28 (32)	7 (7)	0 (0)	1 (1)	36 (40)	3 (3)	273 (275)
	既設	なし	—	—	—	—	—	—	—
			(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計		28 (32)	7 (7)	0 (0)	1 (1)	36 (40)	3 (3)	273 (275)	
教員以外の職員の概要	職種			専任	兼任	計			
	事務職員	人	人	人	人	人	人	人	
				34 (34)	53 (57)	87 (91)			
	技術職員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	図書館専門職員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	その他の職員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
合計		34 (34)	53 (57)	87 (91)					

校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	大阪音楽大学短期大学部と共用				
	校舎敷地	0 m ²	21,096 m ²	0 m ²	21,096 m ²					
	運動場用地	0 m ²	40,632 m ²	0 m ²	40,632 m ²					
	小計	0 m ²	61,728 m ²	0 m ²	61,728 m ²					
	その他	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²					
合計	0 m ²	61,728 m ²	0 m ²	61,728 m ²						
校舎	専用	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	大阪音楽大学短期大学部と共用				
	0 m ² (0 m ²)	38,318 m ² (38,318 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	38,318 m ² (38,318 m ²)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)					
専任教員研究室	新設学部等の名称			室数						
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点			
		()	()	()	()	()	()			
	計	()	()	()	()	()	()			
図書館	面積	閲覧座席数		収納可能冊数						
体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要								
経費の見積り	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	教員1人当り研究費等		290千円	290千円	290千円	290千円	—千円	—千円		
	共同研究費等		1,001千円	957千円	946千円	902千円	—千円	—千円		
	図書購入費	5,250千円	3,500千円	3,430千円	3,430千円	3,360千円	—千円	—千円		
	設備購入費	2,457千円	2,674千円	7,455千円	2,660千円	2,660千円	—千円	—千円		
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
学生納付金以外の維持方法の概要	2,380千円	1,980千円	1,980千円	1,980千円	—千円	—千円				
私立大学等経常費補助金, 資産運用収入, 雑収入等										
既設大学等の状況	大学の名称	大阪音楽大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	音楽学部	作曲学科	4年	10人	2人	44人	学士(音楽)	0.60倍	昭和33年	大阪府豊中市庄内幸町1丁目1番8号
		声楽学科	4年	60人	8人	256人		0.69倍		
		器楽学科	4年	140人	20人	600人		1.20倍		
計		210人	30人	900人		1.03倍				
大学の名称	大阪音楽大学短期大学部									
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地		
音楽科	2年	270人	—人	540人	短期大学士(音楽)	0.68倍	昭和26年	大阪府豊中市庄内幸町1丁目1番8号		
附属施設の概要	<p>名称：大阪音楽大学付属図書館 目的：学生及び教員の教育研究 所在地：大阪府豊中市庄内幸町1-1-8 設置年月：昭和26年4月 規模等：述床面積 912.54m²</p> <p>名称：大阪音楽大学音楽博物館 目的：「世界の楽器と音楽」「関西の西洋音楽」「関西の伝統音楽」の調査研究 所在地：大阪府豊中市名神口1-4-1 設置年月：平成14年4月(音楽研究所と楽器博物館を統合して改称) *音楽研究所(開設時名称：音楽文化研究所)＝昭和41年4月開設 *楽器博物館＝昭和43年5月開設 規模等：述床面積 1,527.68m²</p>									

(注)

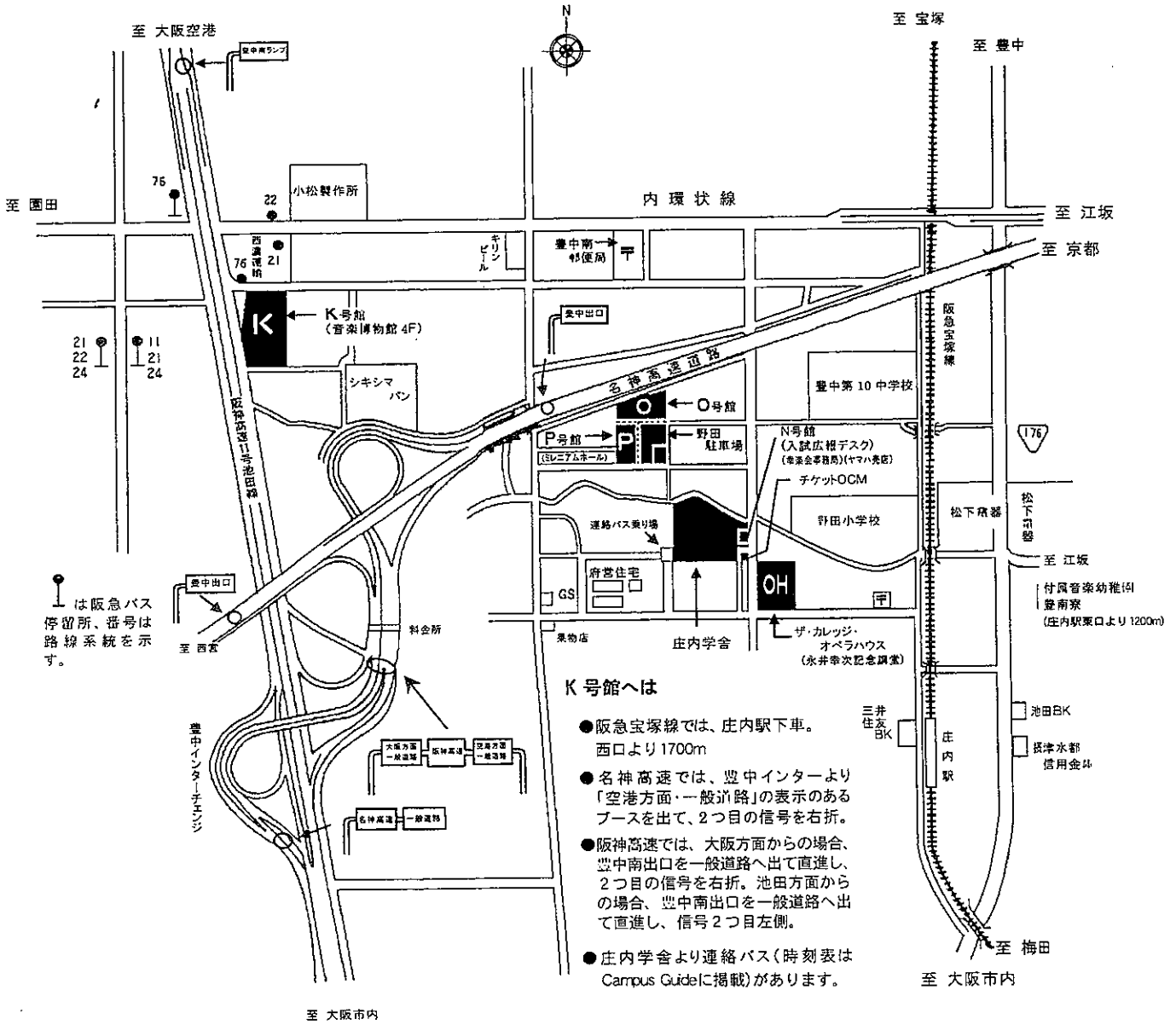
- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校に収容定員に係る学則の変更の届出を行う場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行う場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人大阪音楽大学全校地位置図

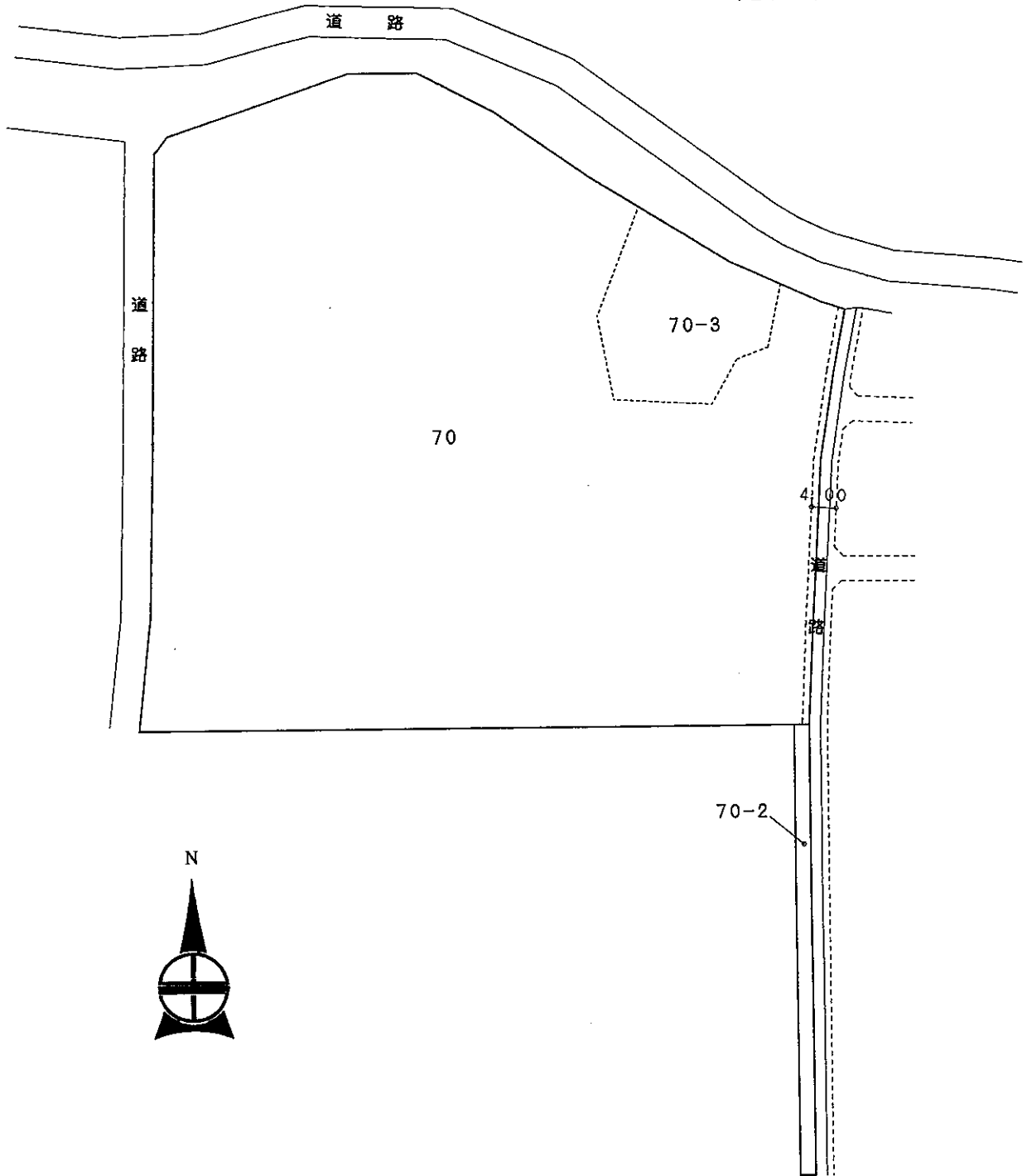


校地・校舎案内図

庄内校地案内図



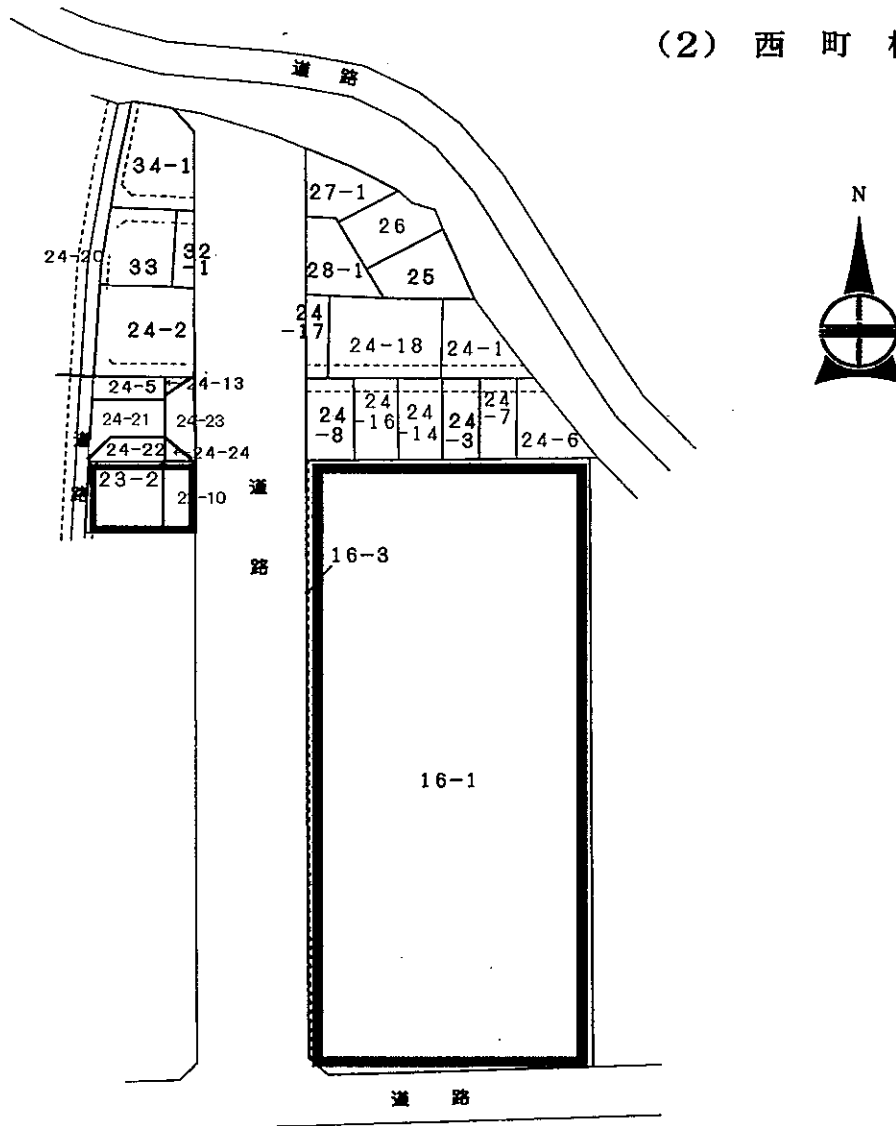
(1). 庄内校地



S=1:1000

学校法人 大阪音楽大学 庄内校地	所在地	豊中市庄内幸町1丁目		使用区分凡例
	登記区分	豊中市庄内幸町1丁目 70	8935.04 m ²	大学・短大共用校地 9943.59 m ²
		" 70-2	281.55 m ²	
		" 70-3	727.00 m ²	
	総面積			9943.59 m ²

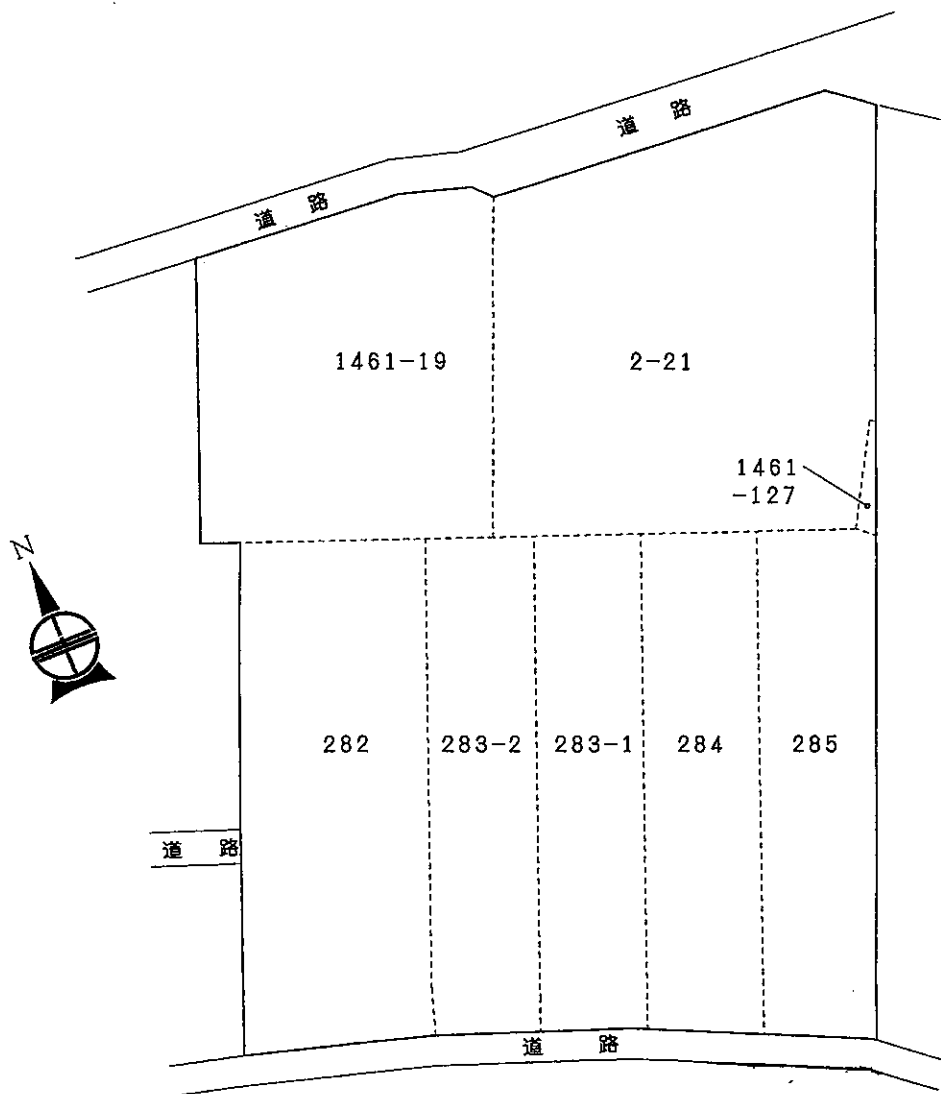
(2) 西町校地



S = 1 : 1000

学校法人大阪音楽大学	所在地 豊中市庄内西町1丁目		使用区分凡例	
	西町校地	登記区分別	豊中市庄内西町1丁目16-1	3,581.98㎡
豊中市庄内西町1丁目16-3			27.41㎡	
豊中市庄内西町1丁目34-1			152.01㎡	
豊中市庄内西町1丁目33			110.77㎡	} 大学・短大共用校地 555.33㎡
豊中市庄内西町1丁目24-2			189.12㎡	
豊中市庄内西町1丁目25			103.43㎡	
豊中市庄内西町1丁目24-20			83.17㎡	(借地) ■ 大学・短大共用校地 23-2 118.18㎡ 22-10 33.04㎡ 計 151.22㎡
豊中市庄内西町1丁目32-1			33.51㎡	
豊中市庄内西町1丁目24-5			34.64㎡	
豊中市庄内西町1丁目24-13			10.63㎡	
豊中市庄内西町1丁目24-22			21.70㎡	
豊中市庄内西町1丁目24-24			8.78㎡	
豊中市庄内西町1丁目27-1			82.51㎡	
豊中市庄内西町1丁目28-1			83.57㎡	
豊中市庄内西町1丁目24-17			41.03㎡	
豊中市庄内西町1丁目24-8			84.91㎡	
豊中市庄内西町1丁目24-3	65.50㎡	計 4,315.94㎡		
総面積		4,714.67㎡		

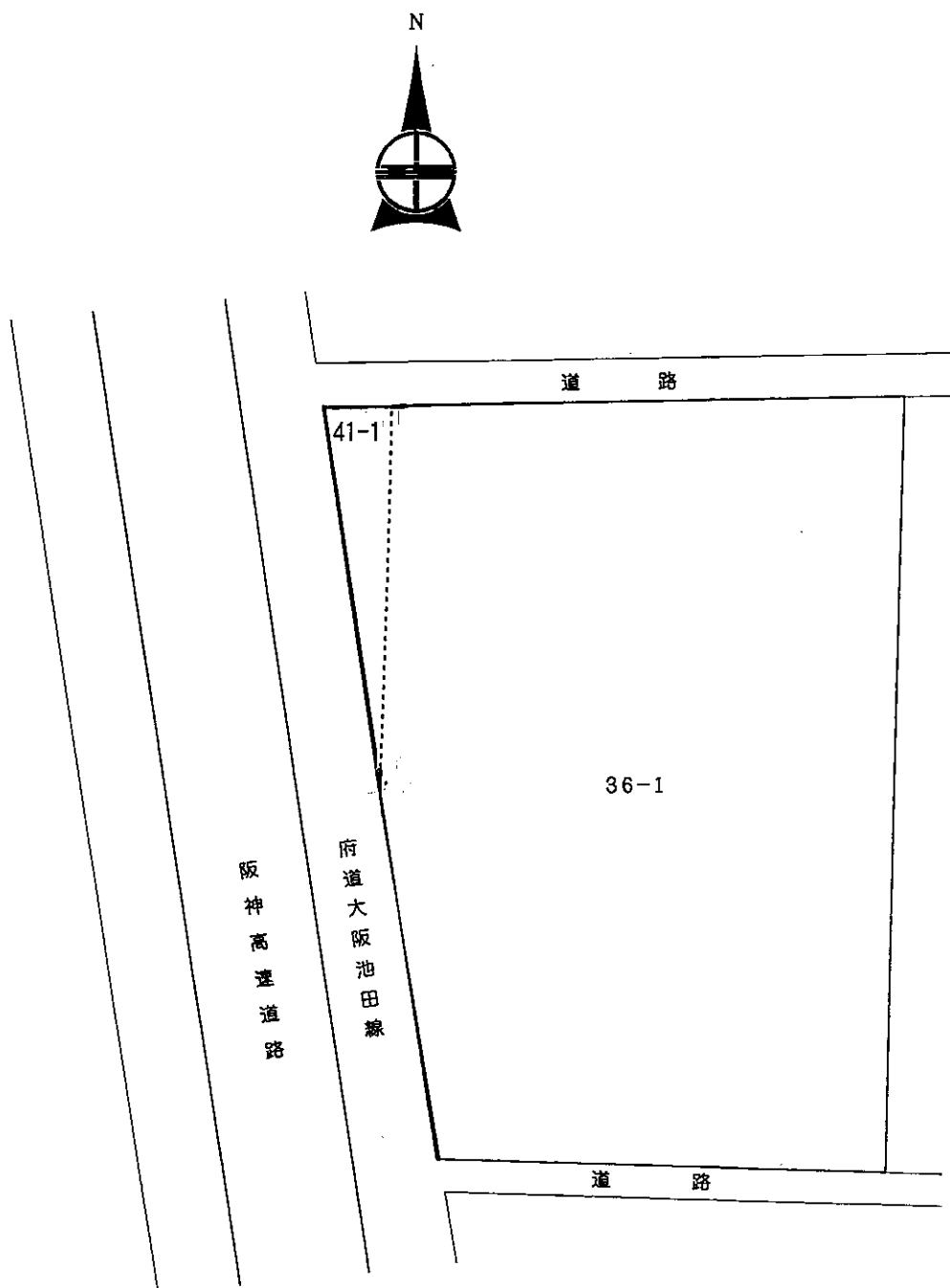
(3) 野田校地



S=1:1000

学校法人 大阪音楽大学 野田校地	所在地	豊中市野田町		使用区分凡例	
	登記区分	豊中市野田町	2-21	2539.00 m ²	<input type="checkbox"/> 大学・短大共用校地 8981.00 m ²
		"	282	1553.00 m ²	
		"	283-1	852.00 m ²	
		"	283-2	852.00 m ²	
		"	284	899.00 m ²	
		"	285	968.00 m ²	
		"	1461-19	1292.00 m ²	
		"	1461-127	26.00 m ²	
	総面積			8981.00 m ²	

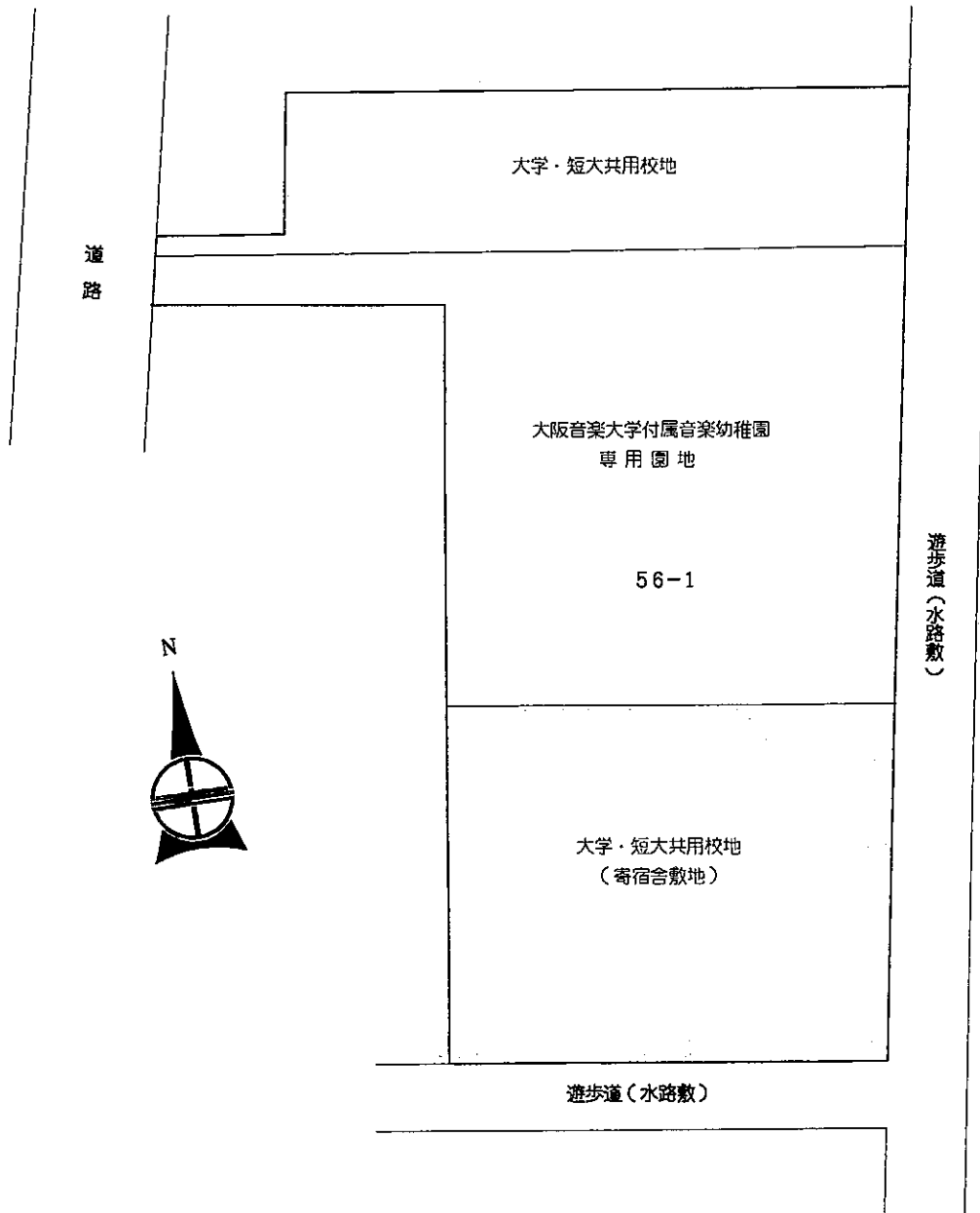
(4) 名神口校地



S=1:1000

学校法人 大阪音楽大学 名神口校地	所在地	豊中市名神口1丁目		使用区分凡例	
	登記	豊中市名神口1丁目 36-1	7171.00 m ²	<input type="checkbox"/> 大学・短大共用校地 7433.00 m ²	
		" 41-1	262.00 m ²		
	区分				
総面積		7433.00 m ²			

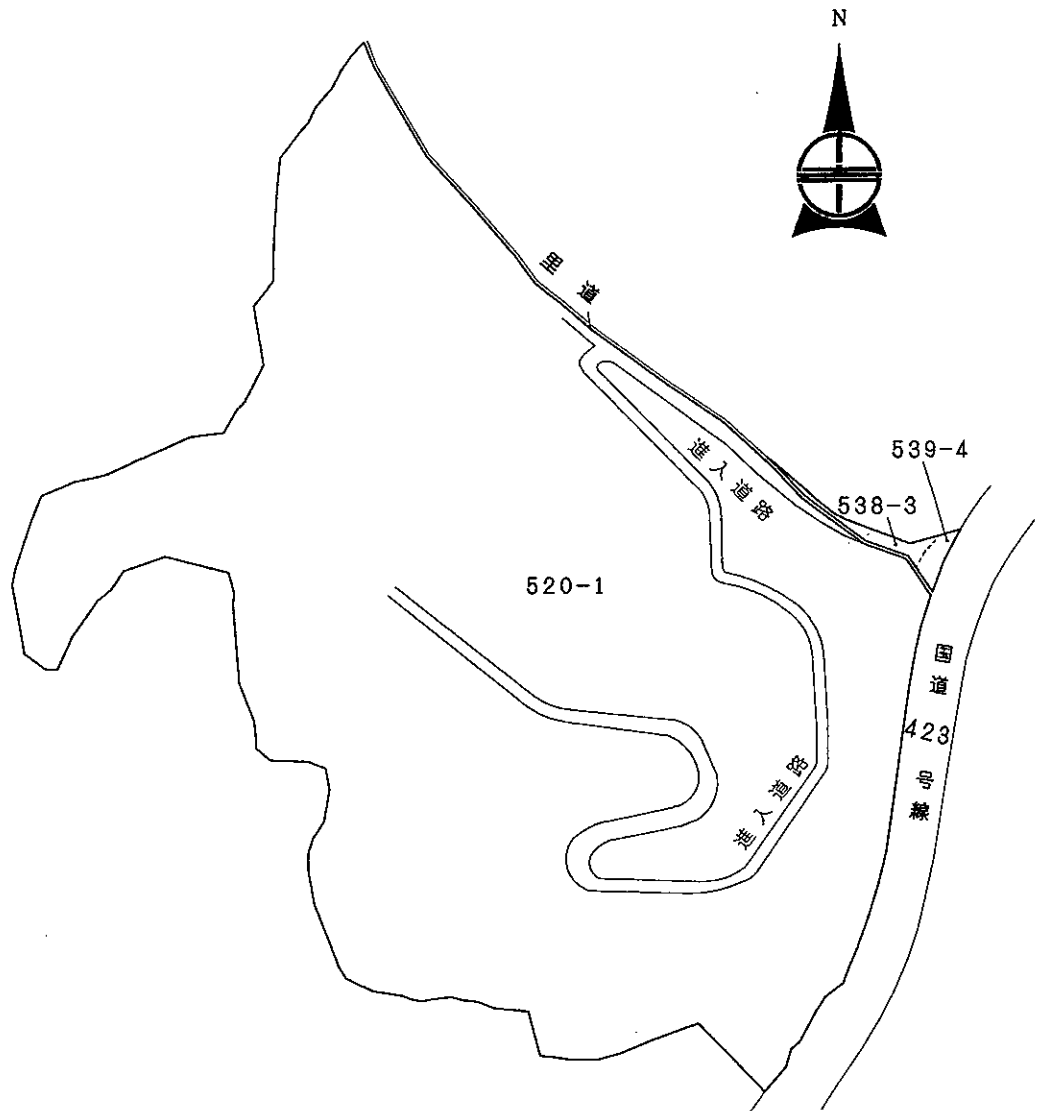
(5) 豊南校地



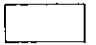
S = 1 : 1000

学校法人 大阪音楽大学 豊南校地	所在地	豊中市豊南町東1丁目5番1号		使用区分凡例	
	登記区分	豊中市豊南町東1丁目 56-1	8457.72 m ²		大学・短大共用校地 2038.39 m ²
					大阪音楽大学付属音楽幼稚園 専用園地 3948.25 m ²
					大学・短大共用校地 (寄宿舎敷地) 2471.08 m ²
	総面積		8457.72 m ²		

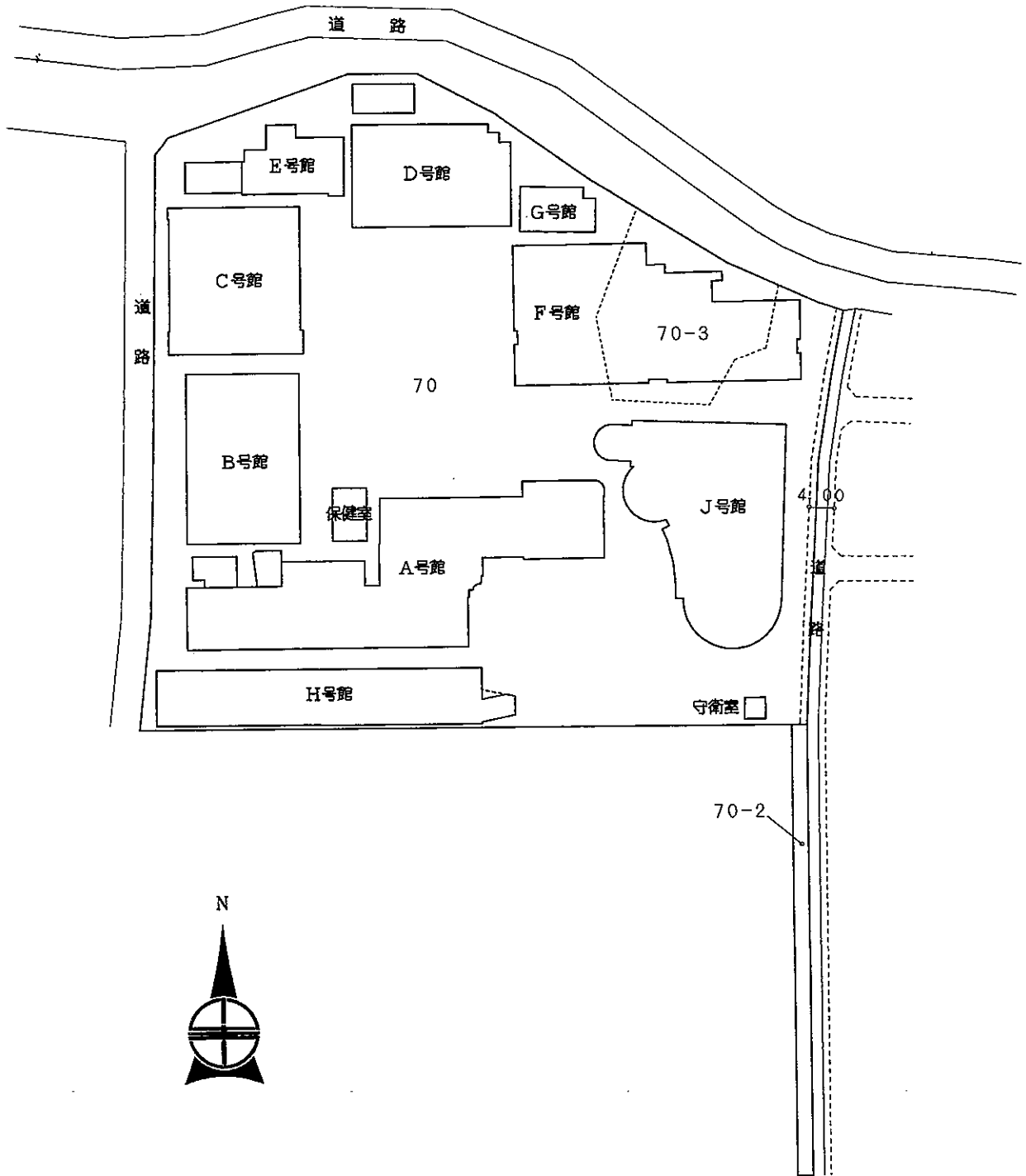
(6) 箕面校地



S=1:2000

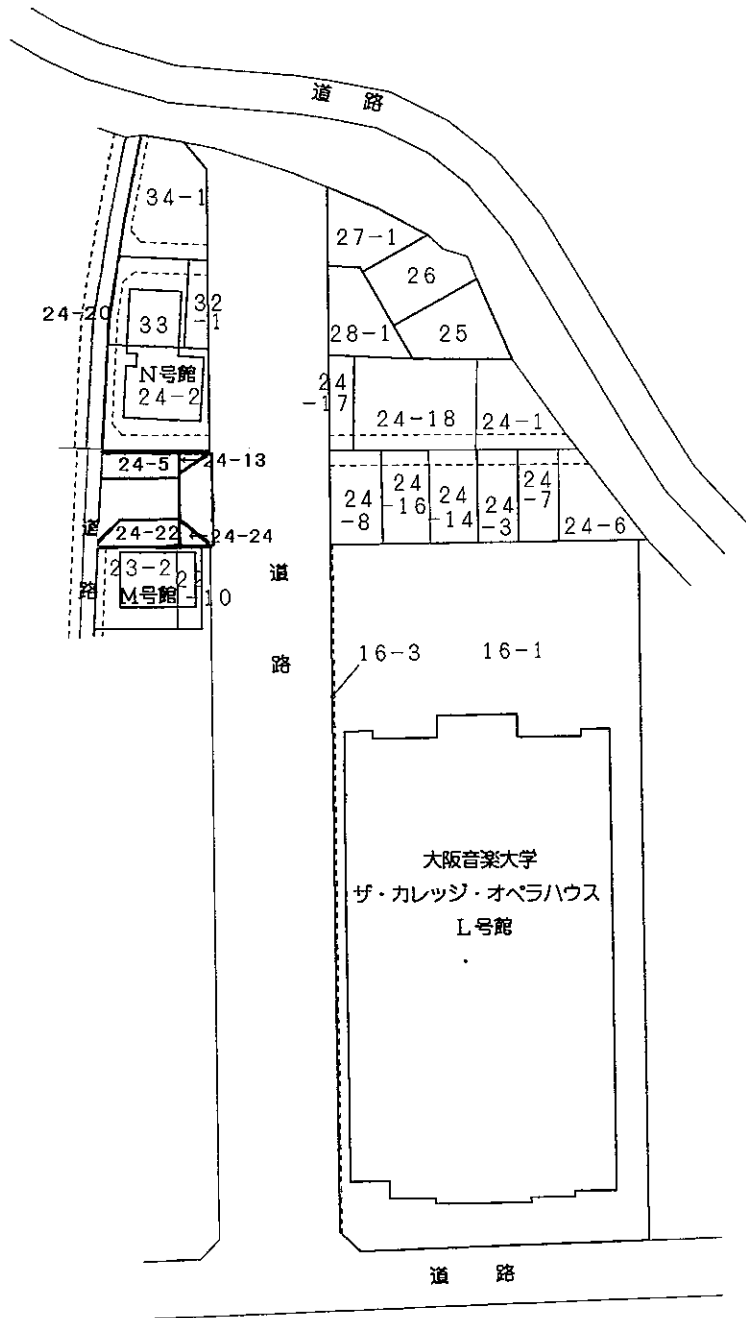
学校法人 大阪音楽大学 箕面校地	所在地	箕面市大字下止々呂美		使用区分凡例
	登記区分	箕面市大字下止々呂美 520-1	32664.00m ²	 大学・短大共用校地 32854.00m ²
		" 538-3	111.00m ²	
		" 539-4	79.00m ²	
	総面積			32854.00m ²

(1). 庄内校地
建物配置図



S=1:1000

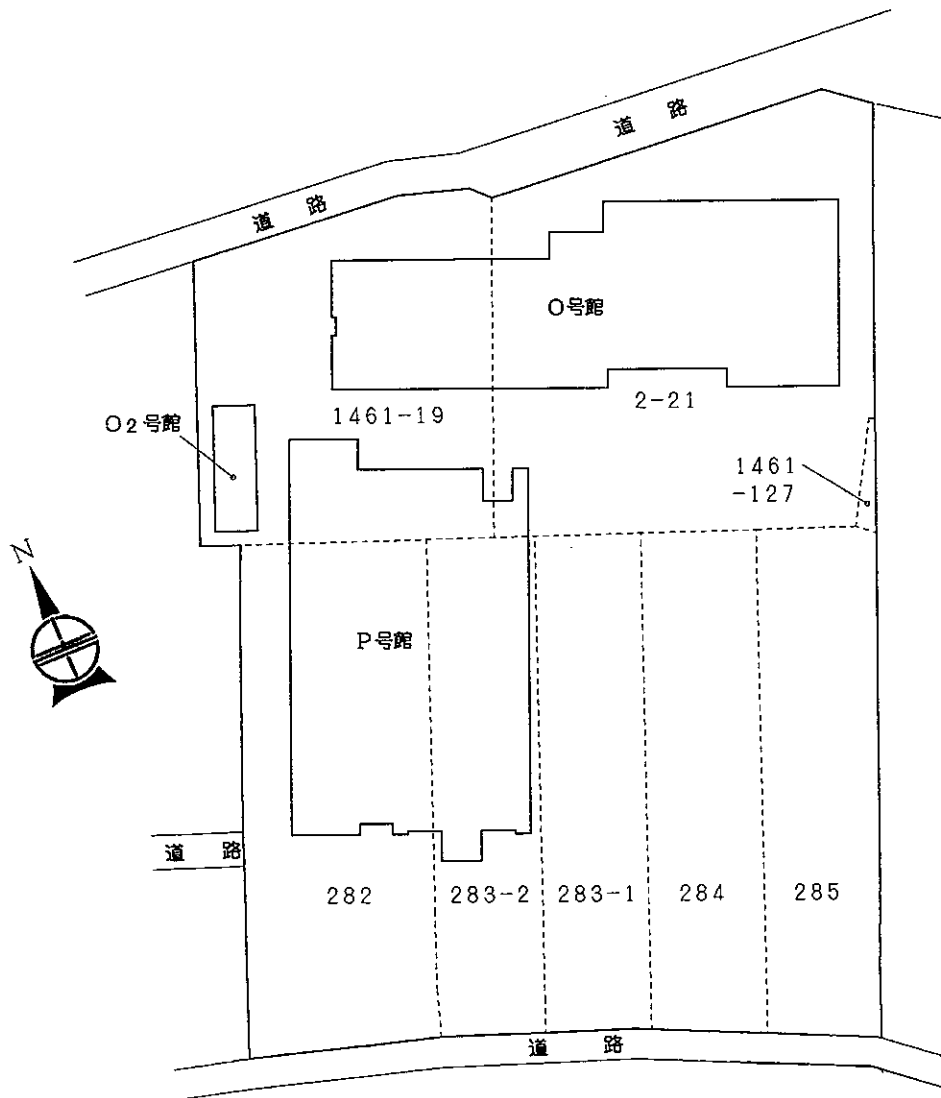
(2). 西町校地
建物配置図



S=1:1000

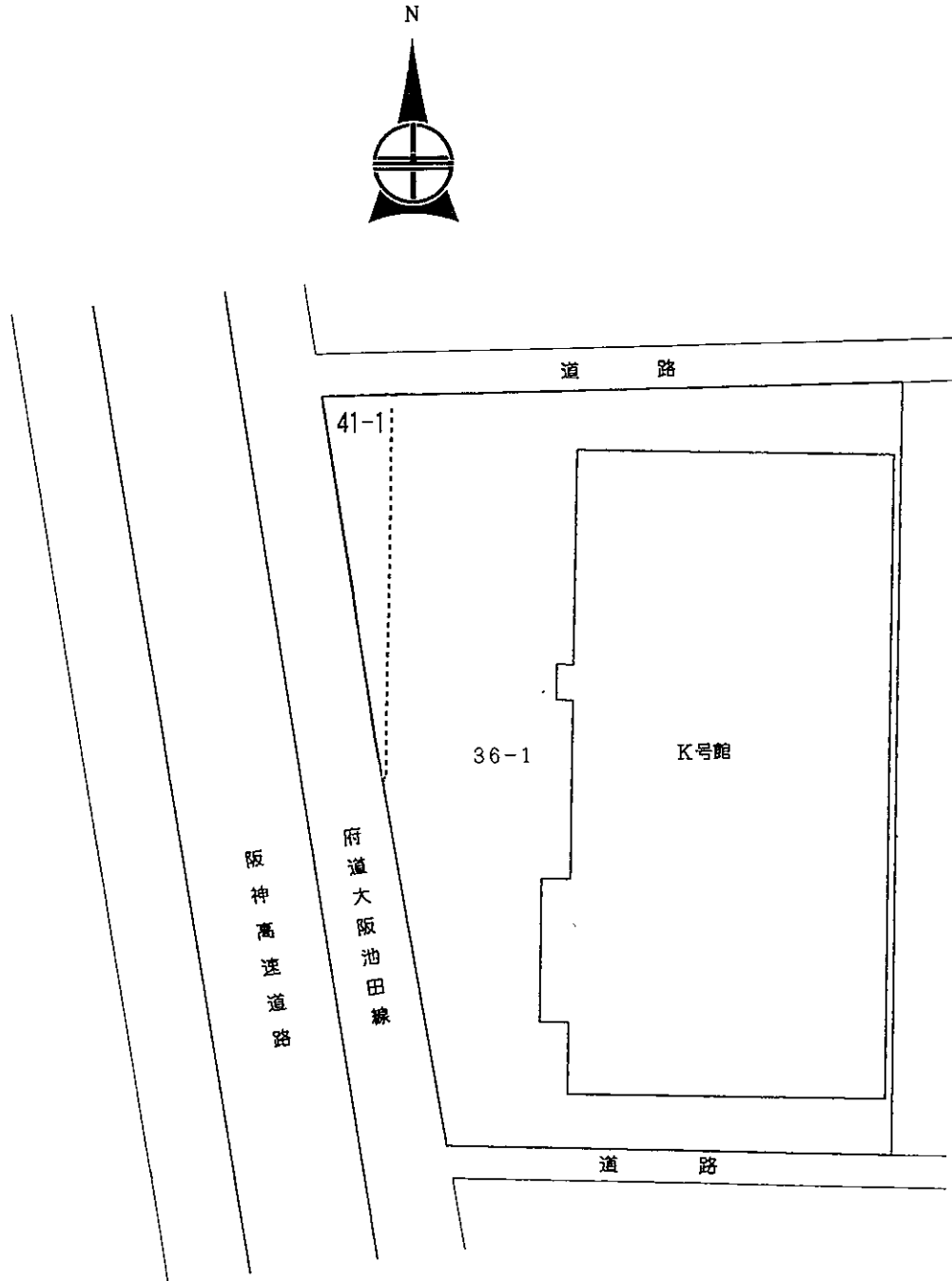
(3) 野田校地

建物配置図



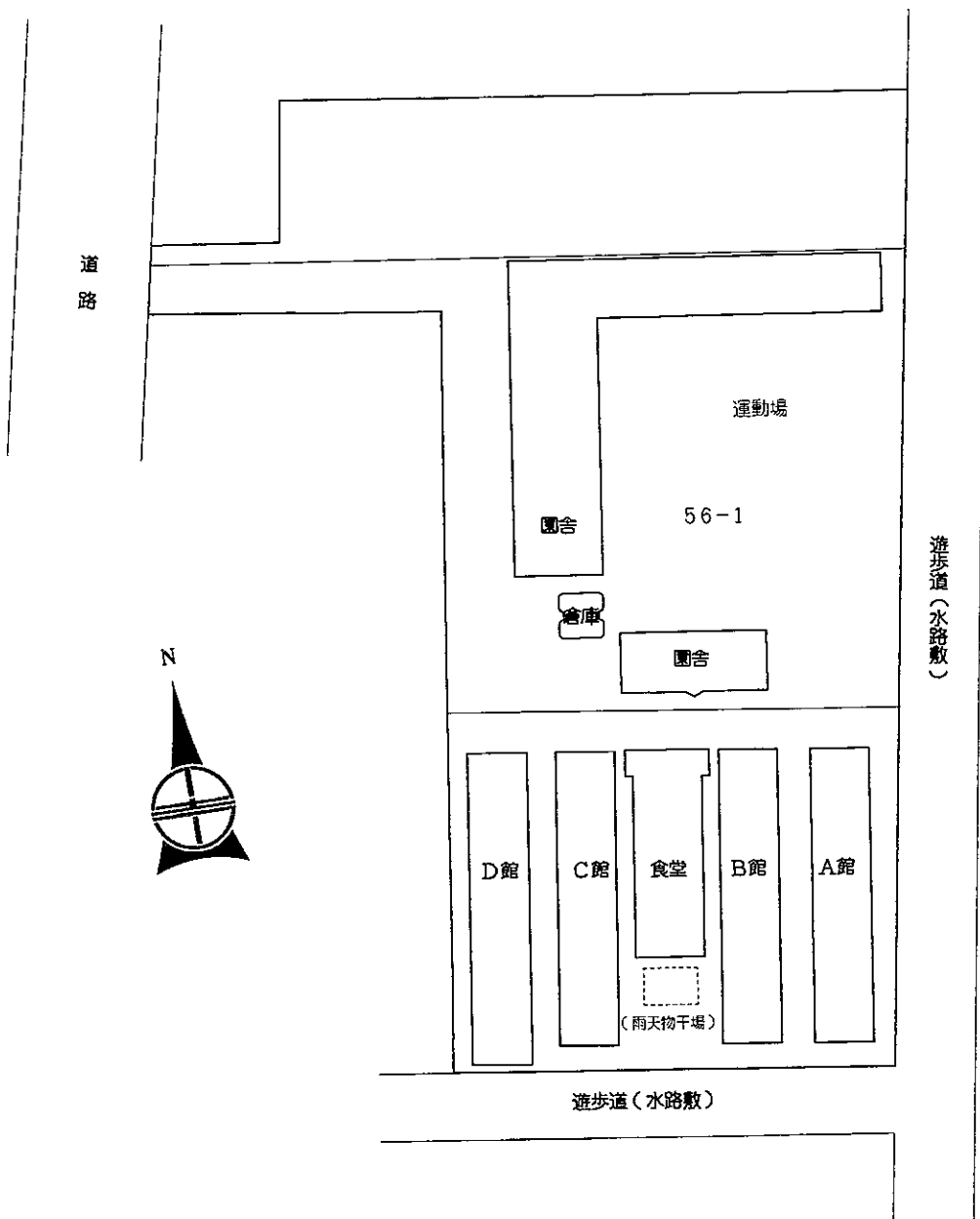
S=1:1000

(4). 名神口校地
建物配置図



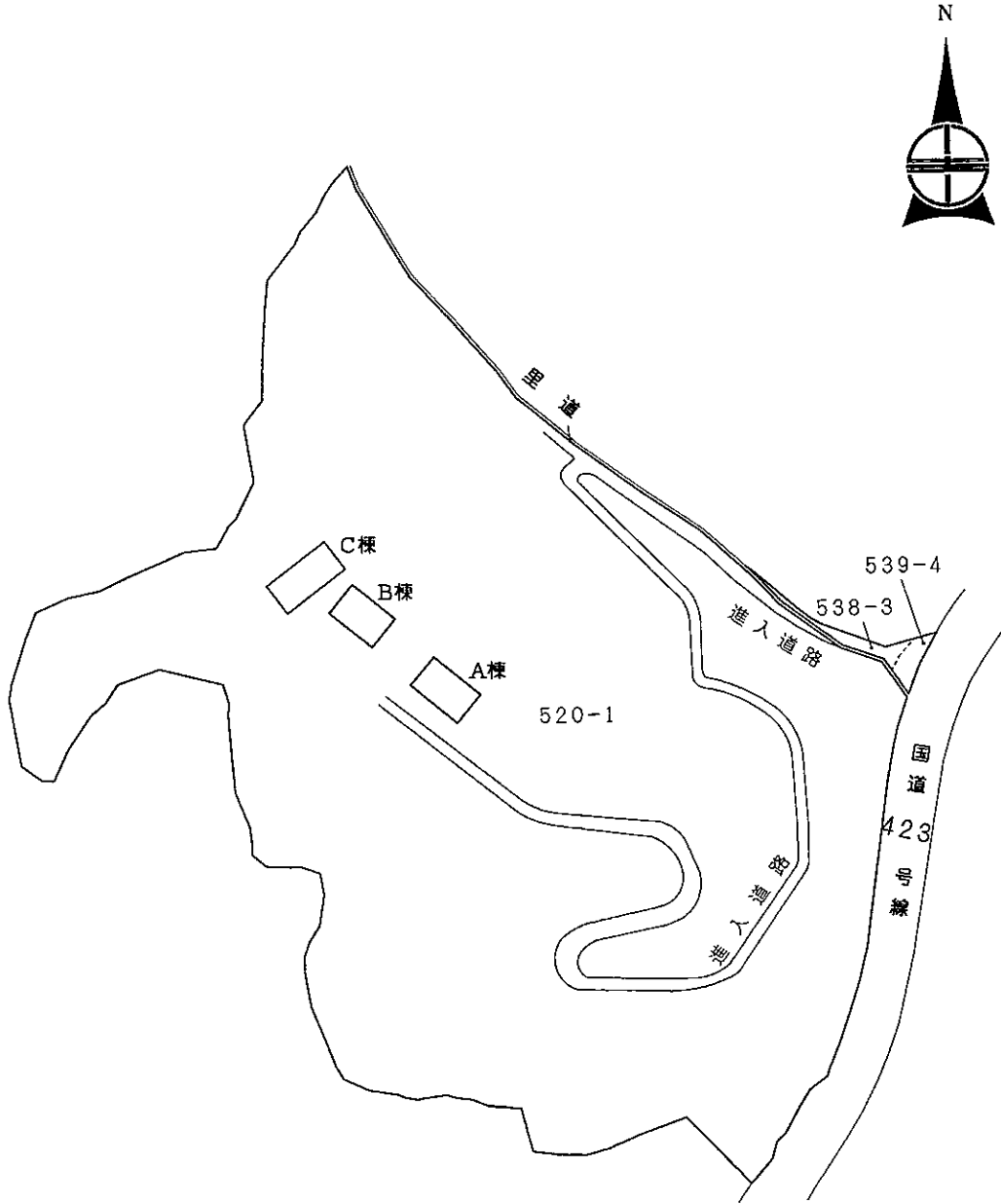
S=1:1000

(5). 豊南校地
建物配置図



S=1:1000

(6). 箕面校地
建物配置図



S=1:2000

大阪音楽大学学則

文部省校大第 31 号認可：1958 年 1 月 10 日
最近改正：2011 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目的および使命)

第 1 条 本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2. 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(情報の積極的な提供)

第 3 条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供・開示する。

第 2 章 学部、学科、専攻および課程の組織

(学部)

第 4 条 本学に次の学部を置く。
音 楽 学 部

(学科、専攻)

第 5 条 音楽学部に次の学科を置く。学科により、次の専攻を設ける。

作 曲 学 科	作曲専攻・音楽学専攻
声 楽 学 科	
器 楽 学 科	ピアノ専攻・オルガン専攻・管楽器専攻・弦楽器専攻 打楽器専攻・邦楽専攻

(大学院)

第 6 条 本学に大学院を置く。大学院に関する規則は別に定める。

(音楽専攻科)

第 7 条 本学に音楽専攻科を置く。音楽専攻科に関する規則は別に定める。

第3章 入学定員および収容定員

(学生定員)

第8条 学生の学部および各学科の入学定員、3年次編入学定員、および収容定員は次のとおりとする。

	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
音楽学部	210人	30人	900人
作曲学科	10人	2人	44人
声楽学科	45人	8人	196人
器楽学科	155人	20人	660人

第4章 修業年限、学年、学期、授業期間および休業

(修業年限)

第9条 本学の修業年限は4年とする。ただし、再入学・転入学・編入学した者については、再入学・転入学・編入学した学年の残余の年数を修業年限とする。

(学年)

第10条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第11条 学年を分けて次の2期の学期とする。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第13条 各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(休業日)

第14条 学年中の休業日は次のとおりとする。

日曜日	
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	
本学創立記念日	10月15日(日曜日にあたる場合はその翌々日の火曜日を休業日とする)
夏季休業	7月26日から8月31日まで
冬季休業	12月23日から1月7日まで
春季休業	3月21日から3月31日まで

(臨時休業日、臨時授業日)

第15条 前条に規定する休業日のほかに、教授会の議を経て、臨時に休業することがある。

2. 前条に規定する休業日のうち一部を、教授会の議を経て、臨時に授業日とすることがある。

第5章 入学、再入学、転入学、編入学、転学科、転専攻、休学、復学、退学、転学および除籍

(入学の時期)

第16条 入学は学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 1年次に入学を許可される者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学所定の入学試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
 - (3) 文部科学大臣が定めるところにより、本項第1号または第2号と同等以上の学力があると認められた者
 - イ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - ロ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ハ 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - ニ 文部科学大臣の指定した者
 - ホ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - ヘ 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学し、他大学に入学した者であって、本学において本学の教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - ト 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者
2. 3年次に編入学を許可される者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学所定の試験に合格した者とする。
- (1) 短期大学または大学を卒業した者
 - (2) 文部科学大臣の指定した者
 - (3) 本学において本項第1号、第2号と同等の資格を有すると認められた者

(入学願)

第18条 入学志願者は指定の期日までに入学願書に所定の書類および入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学許可)

第19条 第17条に基づき、入学資格を満たした者が入学の許可を受けようとするときは、指定の期日までに入学手続納付金を納入しなければならない。

2. 入学手続納付金とは入学金をいう。

(保証人)

- 第 20 条 入学を許可された者は 1 名の保証人の誓約書を提出しなければならない。
2. 保証人は独立生計を維持する者であり、よくその任に堪えられる成年で原則として日本に在住し、本学において適当と認められた者であることを要する。
 3. 保証人を変更する場合はその理由を付して直ちに届け出なければならない。

(入学許可の取り消し)

- 第 21 条 第 19 条および第 20 条の規定に違反した者は入学の許可を取り消すことがある。

(納付金の返還)

- 第 22 条 既納の入学検定料・入学手続納付金は原則として返還しない。

(再入学、転入学)

- 第 23 条 本条第 2 項に該当する場合、本学に再入学・転入学することができる。
2. 本学を退学し再入学を希望する者、または他の大学または相当の教育機関より転入学を希望する者がいるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
 3. 再入学・転入学を許可された者の授業料、施設費、教職課程履修料および在籍料は当該年度における該当年次の納入額とする。

(転学科、転専攻)

- 第 24 条 転学科・転専攻を希望する者がいる場合は、選考の上、これを許可することがある。
2. 転学科・転専攻を許可された者の授業料および施設費の額は当該年度における該当年次の納入額とする。

(休学、復学)

- 第 25 条 疾病その他の事由によって欠席が 2 ヶ月以上にわたるときは、許可を得て休学することができる。休学の期間を終了したときには、すみやかに復学するものとする。
2. 休学しようとする者は、その期間およびその事由を付して願い出なければならない。
 3. 疾病あるいは負傷のために休学するときには、医師の診断書を添えなければならない。

(休学の期間)

- 第 26 条 休学は 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは許可を得て、引き続きさらに 1 年を限度に期間を延長することができる。
2. 休学の期間は通算して 2 年を超えることができない。
 3. 休学した期間はこれを在学期間に算入しない。

(休学期間内の復学)

- 第 27 条 休学期間内において事由がやんだときは復学願に医師の診断書または理由書を添え許可を得て復学することができる。ただし、休学前までに納入すべき授業料・施設費が未納の場合、または休学期間中の在籍料が未納の場合は復学す

ることはできない。

(退学、転学)

第 28 条 退学または他の大学あるいは短期大学へ転学を希望する者はその事由を付して願い出て許可を得なければならない。

(除籍)

第 29 条 本学の学生で次の各号の 1 に該当する者はこれを除籍する。
(1) 修業年限の 2 倍の期間を経過してもなお卒業に必要な単位を修得できない者
(2) 督促を受けても授業料・施設費・在籍料を納入しない者
(3) 1 年以上行方不明の者

(裁定)

第 30 条 本章に規定する入学・再入学・転入学・編入学・転学科・転専攻・休学・退学・転学の許可並びに入学の取り消し・除籍は、教授会の議を経て学長が行う。

第 6 章 教育課程等

(卒業要件)

第 31 条 1 年次入学生は、本学に 4 年以上在学し、3 年次編入学生は、本学に 2 年以上在学し、下記を含む 124 単位以上を修得することを卒業要件とする。
一般教育科目 21 単位以上
外国語科目 8 単位以上
保健体育科目 2 単位以上
専門教育科目 80 単位以上
2. 前項の 124 単位には、教職に関する科目の中で本学が指定する科目を合計 6 単位まで含めることができる。

(教育職員免許状の取得)

第 32 条 教育職員免許状を得ようとする者は前条の卒業要件を充足するとともに、教育職員免許法および同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
2. 前項により取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

作曲学科	中学校教諭 1 種免許状(音楽) 高等学校教諭 1 種免許状(音楽)
声楽学科	中学校教諭 1 種免許状(音楽) 高等学校教諭 1 種免許状(音楽)
器楽学科	中学校教諭 1 種免許状(音楽) 高等学校教諭 1 種免許状(音楽)

(授業科目等)

第 33 条 第 1 条の目的を達成するため、授業科目を開設する。
(1) 卒業要件に関する科目、単位数等は別表第 I に定める。

- (2)教職に関する科目、単位数等は別表第Ⅱに定める。
2. 授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

(単位算定基準)

- 第34条 1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
- (1)講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2)演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により15時間をもって1単位とすることがある。
 - (3)実験・実習および実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により30時間をもって1単位とすることがある。
 - (4)個人指導による音楽実技の授業については、5時間の授業をもって1単位とする。
 - (5)一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ(1)～(3)の基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (6)科目において、授業時間外に必要とする学修の量およびその教育効果を測り1単位相当の授業時数を別に定めることがある。この場合、演習については15時間から30時間の範囲の授業をもって1単位とし、実験・実習・実技については30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
2. 卒業論文・卒業研究・卒業作品・卒業演奏等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修の内容を考慮して、単位を定める。

第7章 単位の授与、認定および学習の評価

(単位の授与)

- 第35条 一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、卒業論文・卒業研究・卒業作品・卒業演奏等の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

- 第36条 本学が教育上有益と認めるとき、学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2. 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(前条以外の教育施設等における学修)

- 第37条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
2. 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第 38 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2. 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
 3. 前 2 項により本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、合わせて 1 年次入学時は 30 単位、3 年次編入学時は 62 単位を超えないものとする。
 4. 入学前の既修得単位認定の基準は別に定める。

(転学科、転専攻における単位認定)

- 第 39 条 転学科あるいは転専攻における既修得単位認定の基準については別に定める。

(成績評価基準等の明示)

- 第 40 条 学生に対して授業の方法および内容並びに 1 年間の授業計画をあらかじめ明示する。
2. 学修の成果に係る評価および卒業の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
 3. 成績評価は、試験および平常の成績によって行い、秀・優・良・可・不可をもってあらわし、可以上を合格とする。

第 8 章 卒業および学士の学位授与

(卒業の認定)

- 第 41 条 1 年次に入学し 4 年以上在学した者および 3 年次に編入学し 2 年以上在学した者の所定の課程修了の認定および卒業の認定は、教授会の議を経て学長が行う。
2. 卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

(学士の学位授与)

- 第 42 条 学長は本学を卒業した者に対し学士の学位を授与する。
2. 学位に関する規則は、別に定める。

(学籍の失効)

- 第 43 条 本学において学士の学位を得た者はその学籍を失う。

第 9 章 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料および入学検定料

(授業料等納入の期日)

- 第 44 条 授業料等納付金は本学が指定した期日までに納入しなければならない。
2. 授業料等納付金を前項の期日までに納入しない者には出席停止(受験停止を含む)を命ずることがある。

(授業料等の金額)

- 第 45 条 第 17 条第 1 項に定める 1 年次入学生の、授業料・施設費・入学金・教職課程履修料、在籍料および入学検定料の額は別表第Ⅲ－(1)に定める。
2. 第 17 条第 2 項に定める 3 年次編入学生の、授業料・施設費・入学金・在籍料および入学検定料の額は、別表Ⅲ－(2)に定める。
 3. 第 32 条に定める教育職員免許状を得ようとする場合、別表第Ⅲ－(1)に定める教職課程履修料を納入しなければならない。

(授業料の不還付)

- 第 46 条 既納の授業料は第 47 条による場合のほか、いかなる事由があっても返還しない。

(休学期間中の授業料・施設費および在籍料)

- 第 47 条 休学期間中の授業料・施設費は免除する。免除額の算定は月単位とする。
2. 休学期間中は在籍料を納入しなければならない。納付額の算定は月単位とする。
 3. その他休学期間中の在籍料について必要な事項は別に定める。

第10章 職員組織

(学長)

- 第 48 条 本学に学長を置く。学長は校務を掌り所属職員を統督する。学長の任用については別に定める。

(副学長)

- 第 49 条 本学に副学長を置く。
2. 副学長は、学長が教授会の承認を経て、教授会構成員の中から任命する。
 3. 副学長は学長の職務を補佐し、学長に事故あるときは学長の職務を代理し、学長が欠けたときは学長の職務を代行する。

(職員組織)

- 第 50 条 本学に教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員およびその他の職員を置く。
2. 本学に名誉教授を置くことができる。名誉教授に関する事項は別に定める。
 3. 本学に客員教授を置くことができる。客員教授に関する事項は別に定める。

第11章 教授会

(教授会)

- 第 51 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

- 第 52 条 教授会は学長・教授・准教授・講師・助教をもって構成する。

(招集、議長、成立の要件、定例および臨時教授会)

- 第 53 条 教授会は学長がこれを招集し、議長は教授会構成員の中から互選する。

2. 教授会は3分の2以上の出席をもって成立し、その過半数の賛成により可決する。
3. 教授会は定例として月1回招集する。ただし、学長または議長が特別に必要と認めたとき、あるいは3分の1以上の構成員から請求があるときは臨時に招集しなければならない。
4. 教授会の運営にあたって必要な事項は別に定める。

(審議決定事項)

第54条 教授会において審議決定する事項は下記のとおりとする。

- (1) 学則の制定および改定に関する事項
- (2) 授業および研究に関する事項
- (3) 学生生活および勉学環境の整備に関する事項
- (4) 試験・入退学・卒業・賞罰等学生の身分に関する事項
- (5) 学長・名誉教授・教授・准教授・講師・助教・助手・その他授業を担当する者の任免について理事会に推薦する事項
- (6) 他大学または短期大学との間の単位互換等、他の教育機関との協定に関する事項
- (7) その他大学に関する重要な事項

第12章 科目等履修生、特別聴講学生および留学生

(科目等履修生)

第55条 本学で開講されている授業科目の履修を希望し、学長が相当の学力があると認めた者に対しては、当該科目の授業および研究に支障のない限り科目等履修生としてこれを許可することがある。科目等履修生に関する規程は別に定める。

(履修期間)

第56条 科目等履修生の履修を許可する時期は学年または学期の始めとし、履修期間は1年または1学期とする。ただし、本人の希望により履修期間を更新することができる。

(履修料等)

第57条 科目等履修生の履修料およびその他納入しなければならない費用は別表第IVに定める。

(単位互換)

第58条 大学設置基準第28条第1項に基づき、他の大学または短期大学との協議により当該他大学または短期大学との間に単位互換の協定を結ぶことができる。

2. 単位互換の協定に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第59条 前条の協定により受け入れた本学の授業科目を履修する学生を特別聴講学生と称する。

2. 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第60条 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、許可することが

ある。外国人留学生に関する規程は別に定める。

(科目等履修生、特別聴講学生および留学生の準用規定等)

第 61 条 科目等履修生および特別聴講学生に対しては、本学則の第 10 条～15 条、第 33 条～35 条、第 40 条の規定を準用する。

2. 外国人留学生に対しては、本学則を適用または準用することができる。
3. 本学の学生が本学の海外留学助成金制度による留学をする場合の在学期間、授業料等に関する規定は別に定める。

第 13 章 公開講座

(公開講座)

第 62 条 本学は広く芸術に関する知識・技能を高め、芸術文化の向上に資するため公開講座を行うことがある。

2. 公開講座の実施については別に定める。

第 14 章 賞 罰

(表彰)

第 63 条 学業・性行その他の業績において特に優れている学生に対しては教授会の議に基づいてこれを表彰することができる。

(懲戒)

第 64 条 本学の学則に違背し、その他学生の本分にもとる言動がある者には、教授会の議に基づいて懲戒を加える。

(懲戒の種類)

第 65 条 懲戒の種類は譴責・停学・放学とする。

(放学)

第 66 条 在学中次の各号の 1 に該当する者は放学とする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 15 章 付属図書館

(図書館)

第 67 条 本学に付属図書館を置く。

2. 付属図書館に関する規程は別に定める。

(図書館長)

第 68 条 付属図書館には図書館長を置く。図書館長は付属図書館の管理運営の責任を負うものとする。

第 16 章 音楽博物館

(音楽博物館)

- 第 69 条 本学に音楽博物館を置く。
2. 音楽博物館に関する規程は別に定める。

(音楽博物館長)

- 第 70 条 音楽博物館には音楽博物館長を置く。

第 17 章 学 生 寮

(学生寮)

- 第 71 条 本学に学生寮を設ける。学生寮には本学の学生であって原則として自宅通学の困難な者が入寮できる。
2. 学生寮に関する規程は別に定める。

第 18 章 事務組織等

(事務組織)

- 第 72 条 本学はその事務を処理するため、専任の職員を置き、適当な事務組織を設ける。これについては別に定める。

(学生生活、勉学上の環境整備の組織)

- 第 73 条 本学は、学生生活および学生の勉学上の環境を整えるために、適当な組織を設ける。これについては別に定める。

付 則

この学則は、1958 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1960 年 4 月 1 日)

この学則は、1960 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1967 年 4 月 1 日)

この学則は、1967 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1968 年 4 月 1 日)

この学則は、1968 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1969 年 4 月 1 日)

この学則は、1969 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1972 年 4 月 1 日)

この学則は、1972 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1974 年 2 月 1 日)

この学則は、1974 年 2 月 1 日から施行する。

付 則(1974年4月1日)
この学則は、1974年4月1日から施行する。

付 則(1975年4月1日)
この学則は、1975年4月1日から施行する。

付 則(1976年4月1日)
この学則は、1976年4月1日から施行する。

付 則(1977年4月1日)
この学則は、1977年4月1日から施行する。

付 則(1978年4月1日)
この学則は、1978年4月1日から施行する。

付 則(1979年4月1日)
この学則は、1979年4月1日から施行する。

付 則(1980年4月1日)
この学則は、1980年4月1日から施行する。

付 則(1981年4月1日)
この学則は、1981年4月1日から施行する。

付 則(1982年4月1日)
この学則は、1982年4月1日から施行する。

付 則(1983年4月1日)
この学則は、1983年4月1日から施行する。

付 則(1984年4月1日)
この学則は、1984年4月1日から施行する。

付 則(1985年4月1日)
この学則は、1985年4月1日から施行する。

付 則(1986年4月1日)
この学則は、1986年4月1日から施行する。

付 則(1987年4月1日)
この学則は、1987年4月1日から施行する。

付 則(1988年4月1日)
この学則は、1988年4月1日から施行する。

付 則(1989年4月1日)
この学則は、1989年4月1日から施行する。

付 則(1990年4月1日)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業または修了する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

付 則(1991年4月1日)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業または修了する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

付 則(1992年4月1日)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業または修了する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

付 則(1993年4月1日)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業または修了場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

付 則(1994年4月1日)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

付 則(1995年4月1日)

この学則は、1995年4月1日から施行する。

付 則(1996年4月1日)

この学則は、1996年4月1日から施行する。

付 則(1997年4月1日)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

付 則(1998年4月1日)

この学則は、1998年4月1日から施行する。

付 則(1999年4月1日)

この学則は、1999年4月1日から施行する。

付 則(2000年4月1日)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

2000年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部_に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。

2000年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科_に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

付 則(2001年4月1日)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

2001年4月1日以降入学者に適用する。それ以前の入学者に対しては、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

2001年3月31日以前に制定された規程等における学則条文番号の読み替えについては、当分の間「学則条文番号読み替えについて」（2001年4月1日制定）によるものとする。

付 則(2002年4月1日)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

2002年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

付 則(2003年4月1日)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

2003年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

付 則(2004年4月1日)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

2004年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

付 則(2005年4月1日)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

2005年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

本学則第5条の「音楽学専攻」および「邦楽専攻」の呼称については、2005年4月1日現在の当該専攻の全在籍学生に適用する。

付 則(2006年4月1日)

この学則は、2006年4月1日から施行する。

2006年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

付 則(2007年4月1日)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

2007年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。

付 則(2008年4月1日)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

2008年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

付 則(2009年4月1日)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

2009年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

付 則(2010年4月1日)

この学則は、2010年4月1日から施行する。

2010年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

付 則(2011年4月1日)

この学則は、2011年4月1日から施行する。

2011年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。

別表第 I (第33条(1)関係) 卒業要件に関する科目

学部学科 専攻の名称		学科目 の名称	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
音楽 学部	全学科・ 全専攻共通	一般 教育 科目	教養基礎セミナー	1		21単位以上修得とする。
			文学		4	
			哲学		4	
			日本国憲法		4	
			西洋史		4	
			心理学		4	
			音響学		4	
			情報処理概論		4	
			時事問題ステーション		4	
			文化とオペラA		2	
文化とオペラB		2				
		計		1	36	
		外国語 科目	英 語 (I・II・III・IV・コミュニケーション) ドイツ語 (I・II・III・IV・コミュニケーション) フランス語 (I・II・III・IV・コミュニケーション) イタリア語 (I・II・III・IV・コミュニケーション) 海外提携校外国語実習 (I・II・III・IV)		10 10 10 10 4	8単位以上修得とする。 いずれか1ヶ国語 I・II・III・IV8単位 を必修とする。
		計			44	
		保健 体育 科目	体育 体育A 体育B		2 1 1	2単位以上修得とする。 いずれか必修
		計			4	
	作曲学科 作曲専攻 音楽学専攻	専門 教育 科目	作曲 I 作曲 II 作曲 III 作曲 IV 音楽学演習 I 歴史と文化の中の音楽 音楽学演習 II 音楽学講義 音楽学演習 III 音楽学演習 IV 作曲理論 I	6 6 6 6 4 4 4 4 4 4 6		80単位以上修得とする。 作曲専攻 必修 I (1年次) II (2年次) III (3年次) IV (4年次) での修得とする。 音楽学専攻 必修

楽曲分析Ⅰ	2	作曲専攻必修
作曲理論Ⅱ	6	
楽曲分析Ⅱ	2	作曲専攻必修
楽曲分析Ⅲ	2	
楽曲分析Ⅳ	2	作曲専攻必修
スコアリーディング	2	
副科管・弦・打楽器Ⅰ	3	作曲専攻必修
副科管・弦・打楽器Ⅱ	3	
コンピューター音楽研究Ⅰ	2	作曲専攻必修
コンピューター音楽研究Ⅱ	2	
現代音楽演習	2	音楽学専攻必修
実用音楽作曲編曲法	2	
西洋音楽構造研究Ⅰ	2	音楽学専攻必修
西洋音楽構造研究Ⅱ	2	
民族音楽学	4	音楽学専攻
音楽美学	4	
西洋音楽史(A)	4	はいずれか 12単位修得 とする。
音楽マネジメント論	4	
音楽心理学	4	音楽学専攻必修
音楽産業論	4	
日本の伝統音楽	4	音楽学専攻いずれか必修
楽器学	4	
ジャズ・ポピュラー音楽論	4	音楽学専攻必修
西洋音楽史(B)	4	
音楽制作演習	2	音楽学専攻いずれか必修
フィールドワーク演習	2	
西洋古楽演奏演習Ⅰ	2	音楽学専攻必修
民族音楽演奏演習Ⅰ	2	
西洋古楽演奏演習Ⅱ	2	音楽学専攻いずれか必修
民族音楽演奏演習Ⅱ	2	
西洋古楽演奏演習Ⅲ	2	音楽学専攻いずれか必修
民族音楽演奏演習Ⅲ	2	
西洋古楽演奏演習Ⅳ	2	音楽学専攻いずれか必修
民族音楽演奏演習Ⅳ	2	
ドイツ詩歌演習	2	音楽学専攻いずれか必修
ソルフエージュⅠ	2	
ソルフエージュⅡ	2	音楽学専攻いずれか必修
総合ソルフエージュ	2	
視唱	2	音楽学専攻いずれか必修
聴音A	2	
聴音B	2	音楽学専攻いずれか必修
視奏	2	
リズムソルフエージュ	2	音楽学専攻いずれか必修
ソルフエージュ教育法	2	

		合唱 I	2			
		合唱 II		2		
		合唱 A		2		
		副科声楽 I	2			
		副科声楽 II		2		
		舞台研究 A		2		
		舞台研究 B		2		
		副科鍵盤楽器 I		3	} いずれか必修	
		副科鍵盤楽器演習 I		2		
		副科鍵盤楽器 II		3	} いずれか必修	
		副科鍵盤楽器演習 II		2		
		副科鍵盤楽器 III		3		
		副科鍵盤楽器 IV		3		
		英語 A・B		4	} 必修の外国語 科目として履 修した外国語 以外の外国語 を選ぶこと。	} いずれか 4単位を 必修とす る。
		ドイツ語 A・B		4		
		フランス語 A・B		4		
		イタリア語 A・B		4		
		外国語専門 I・II		4		
		指揮法 I		2		
		指揮法 II		2		
		指揮法 III		2		
		指揮法 IV		2		
		音楽療法概説 I		2		
		音楽療法概説 II		2		
		音楽療法 I		2		
		音楽療法 II		2		
		音楽療法 III		2		
		音楽療法 IV		2		
		管弦楽法 A		2		
		管弦楽法 B		2		
		デスクトップ・ミュージック演習		2		
		近代和声法		2		
		対位法		2		
		ドイツロマン派歌曲の解釈		2		
		日本歌曲の研究		2		
		演奏家としての体の機能的分析		2		
		フランス近代歌曲		2		
		吹奏楽を素材とした音楽指導		4		
		西洋古典舞踏 A		2		
		西洋古典舞踏 B		2		
		舞台論特別実習 A		2		
		舞台論特別実習 B		2		
		演奏論特別実習 A		2		
		演奏論特別実習 B		2		

		伴奏特別実習 A	2	
		伴奏特別実習 B	2	
		創作活動特別実習 A	2	
		創作活動特別実習 B	2	
		インターシップ 特別実習	2	
		社会活動特別実習	2	
		スコアリング 基礎学習	4	
		ピアノ構造論	4	
		ピアノ教授法 C	4	
		管弦楽法概論	4	
		音楽形式学	4	
		器楽合奏（含和楽器） I	2	
		器楽合奏（含和楽器） II	2	
		副科弦楽合奏 I	2	
		副科弦楽合奏 II	2	
		副科吹奏楽	2	
		吹奏楽指導法	4	
		副科邦楽合奏（箏）	2	
		副科邦楽合奏（三絃）	2	
		副科邦楽合奏（尺八）	2	
		副科邦楽合奏（胡弓）	2	
		雅楽 I	2	
		雅楽 II	2	
		電子オルガン I	2	
		電子オルガン II	2	
		西洋音楽史概説	4	
		概説・日本伝統音楽及び諸民族の音楽	4	
		卒業作品	4	作曲専攻必修
		卒業研究	4	音楽学専攻必修
		計	92	258
声乐学科	専門 教育 科目	声乐 I	6	80 単位以上修得とする
		声乐 II	6	1 年次での修得とする。
		声乐 III	6	2 年次での修得とする。
		声乐 IV	6	3 年次での修得とする。
		声乐基礎講座 I	4	4 年次での修得とする。
		声乐基礎講座 II	4	
		合唱 I	2	
		合唱 II	2	
		合唱 S	2	
		合唱 A		2
		オラトリオ・重唱 I		2
		オラトリオ・重唱 II		2
		オペラ研究 I	2	

	オペラ研究Ⅱ	2	
	歌曲研究Ⅰ	2	
	歌曲研究Ⅱ	2	
	演技演習Ⅰ	2	
	演技演習Ⅱ	2	
	演技演習Ⅲ	2	
	イタリア詩歌演習A	2	
	イタリア詩歌演習B	2	
	ドイツ詩歌演習	2	
	ドイツロマン派歌曲の解釈	2	
	日本歌曲の研究	2	
	演奏家としての体の機能的分析	2	
	フランス近代歌曲	2	
	音楽産業論	4	いずれか4単位 修得とする。
	音楽マネジメント論	4	
	音楽心理学	4	
	音楽美学	4	
	楽器学	4	
	日本の伝統音楽	4	
	民族音楽学	4	
	ジャズ・ポピュラー音楽論	4	
	西洋音楽史（A）	4	
	西洋音楽史（B）	4	
	音楽制作演習	2	
	吹奏楽を素材とした音楽指導	4	
	舞台研究A	2	
	舞台研究B	2	
	歌曲特別研究Ⅰ	2	
	歌曲特別研究Ⅱ	4	
	オペラ特別研究Ⅰ	2	
	オペラ特別研究Ⅱ	4	
	ソルフェージュⅠ	2	
	ソルフェージュⅡ	2	
	オペラ実習	2	
	総合ソルフェージュ	2	
	視唱	2	
	聴音A	2	
	聴音B	2	
	視奏	2	
	リズムソルフェージュ	2	
	ソルフェージュ教育法	2	
	副科鍵盤楽器Ⅰ	3	いずれか必修
	副科鍵盤楽器演習Ⅰ	2	

	副科鍵盤楽器Ⅱ		3	} いずれか必修
	副科鍵盤楽器演習Ⅱ		2	
	副科鍵盤楽器Ⅲ		3	
	副科鍵盤楽器Ⅳ		3	
	英語A・B		4	} 必修の外国語 } いずれか 科目として履 } 4単位を 修した外国語 } 必修とす 以外の外国語 } る。 を選ぶこと。
	ドイツ語A・B		4	
	フランス語A・B		4	
	イタリア語A・B		4	
	外国語専門Ⅰ・Ⅱ		4	
	音楽通論		2	
	音楽理論Ⅰ	2		
	音楽理論Ⅱ	2		
	対位法		2	
	楽曲研究	4		
	作曲・編曲法		2	
	楽曲研究(選)		4	
	近代和声法		2	
	デスクトップ・ミュージック演習		2	
	指揮法Ⅰ		2	
	指揮法Ⅱ		2	
	指揮法Ⅲ		2	
	指揮法Ⅳ		2	
	音楽療法概説Ⅰ		2	
	音楽療法概説Ⅱ		2	
	音楽療法Ⅰ		2	
	音楽療法Ⅱ		2	
	音楽療法Ⅲ		2	
	音楽療法Ⅳ		2	
	管弦楽法A		2	
	フィールドワーク演習		2	
	西洋古楽演奏演習Ⅰ		2	
	西洋古楽演奏演習Ⅱ		2	
	西洋古楽演奏演習Ⅲ		2	
	民族音楽演奏演習Ⅰ		2	
	民族音楽演奏演習Ⅱ		2	
	民族音楽演奏演習Ⅲ		2	
	西洋古典舞踏A		2	
	西洋古典舞踏B		2	
	舞台論特別実習A		2	
	舞台論特別実習B		2	
	演奏論特別実習A		2	
	演奏論特別実習B		2	
	伴奏特別実習A		2	
	伴奏特別実習B		2	

		創作活動特別実習 A	2		
		創作活動特別実習 B	2		
		インターシップ 特別実習	2		
		社会活動特別実習	2		
		スコアリング 基礎学習	4		
		ピアノ構造論	4		
		ピアノ教授法 C	4		
		管弦楽法概論	4		
		音楽形式学	4		
		器楽合奏 (含和楽器) I	2		
		器楽合奏 (含和楽器) II	2		
		副科弦楽合奏 I	2		
		副科弦楽合奏 II	2		
		副科吹奏楽	2		
		吹奏楽指導法	4		
		副科邦楽合奏 (箏)	2		
		副科邦楽合奏 (三絃)	2		
		副科邦楽合奏 (尺八)	2		
		副科邦楽合奏 (胡弓)	2		
		雅楽 I	2		
		雅楽 II	2		
		電子オルガン I	2		
		電子オルガン II	2		
		音楽学講義	4		
		西洋音楽史概説	4		
		概説・日本伝統音楽及び諸民族の音楽	4		
		卒業演奏	4		
		計	64	274	
器楽学科	専門教育科目	ピアノ I	6	80 単位以上修得とする	}
ピアノ専攻		ピアノ II	6		
オルガン専攻		ピアノ III	6		
邦楽専攻		ピアノ IV	6		
管楽器専攻		ピアノ 特 I A	8		
弦楽器専攻		ピアノ 特 II A	8		
打楽器専攻		ピアノ 特 III A	8		
		ピアノ 特 IV A	8		
		オルガン I	6		
		オルガン II	6		
		オルガン III	6		
		オルガン IV	6		
		邦楽楽器 I A	6		
		邦楽楽器 II A	6		
		邦楽楽器 III A	6		

	邦楽楽器ⅣA	6	}	I (1年次)				
	管楽器Ⅰ	6			} 管楽器専攻	II (2年次)		
	管楽器Ⅱ	6					} 必修	III (3年次)
	管楽器Ⅲ	6						
	管楽器Ⅳ	6	} する。					
	弦楽器Ⅰ	6		} 弦楽器専攻				
	弦楽器Ⅱ	6			} 必修			
	弦楽器Ⅲ	6						
	弦楽器Ⅳ	6						
	打楽器Ⅰ	6	} 打楽器専攻					
	打楽器Ⅱ	6		} 必修				
	打楽器Ⅲ	6						
	打楽器Ⅳ	6						
	ピアノ基礎講座Ⅰ	4	} }		ピアノ専攻			
	ピアノ基礎講座Ⅱ	4		} いずれか必修				
	ピアノ 特ⅠB	2						
	ピアノ 特ⅡB	2						
	ピアノ 特ⅢB	2						
	ピアノ 特ⅣB	2						
	ピアノ演習 特Ⅰ	2						
	ピアノ演習 特Ⅱ	2						
	ピアノ演習 特Ⅲ	2						
	ピアノ演習 特Ⅳ	2						
	声楽・器楽伴奏法Ⅰ	2	}		ピアノ専攻必修			
	声楽・器楽伴奏法Ⅱ	2						
	室内楽(弦)Ⅰ	2						
	室内楽(弦)Ⅱ	2						
	初見視奏	2						
	ピアノアンサンブルⅠ	2						
	ピアノアンサンブルⅡ	2						
	ピアノアンサンブルⅢ	2						
	ピアノ演奏法Ⅰ	2						
	ピアノ演奏法Ⅱ	2						
	ピアノ教授法A	4	}	オルガン専攻必修				
	ピアノ教授法C	4						
	伴奏理論Ⅰ	2						
	伴奏理論Ⅱ	2						
	オルガン基礎理論	4						
	オルガン音楽史	4						
	(管・弦・打基礎講座)							
	専門合奏Ⅰ	2			}	管楽器・弦楽器・打楽器		
	専門合奏Ⅱ	2					} 専攻いずれか4単位以上	
	オーケストラⅠ	2						} 必修
	オーケストラⅡ	2						
		2						
		2						

	吹奏楽Ⅰ	2	}			
	吹奏楽Ⅱ	2				
	(管・弦・打基礎講座)					
	専門合奏Ⅲ	2	}	管楽器・弦楽器・打楽器 専攻いずれか4単位以上 必修		
	専門合奏Ⅳ	2				
	オーケストラⅢ	2				
	オーケストラⅣ	2				
	吹奏楽Ⅲ	2				
	吹奏楽Ⅳ	2				
	邦楽楽器ⅠB	4			}	邦楽専攻必修
	邦楽楽器ⅡB	4				
	邦楽楽器ⅢB	4				
	邦楽楽器ⅣB	4				
	学外研修Ⅰ	1				
	学外研修Ⅱ	1				
	箏曲概論Ⅰ	2				
	箏曲概論Ⅱ	2				
	邦楽合奏Ⅰa	2	}	邦楽専攻必修		
	邦楽合奏Ⅰb	2				
	邦楽合奏Ⅱa	2				
	邦楽合奏Ⅱb	2				
	邦楽合奏Ⅲa	2				
	邦楽合奏Ⅲb	2				
	邦楽合奏Ⅳa	2				
	邦楽合奏Ⅳb	2				
	邦楽概論	4				
	ドイツ詩歌演習	2				
	オーケストラⅤ	2				
	オーケストラⅥ	2				
	オーケストラⅦ	2				
	オーケストラⅧ	2				
	吹奏楽Ⅴ	2				
	吹奏楽Ⅵ	2				
	吹奏楽Ⅶ	2				
	吹奏楽Ⅷ	2				
	ウインドアンサンブルⅠ	2				
	ウインドアンサンブルⅡ	2				
	オルガン構造学	4		オルガン専攻必修		
	ソルフェージュⅠ	2				
	ソルフェージュⅡ	2				
	総合ソルフェージュ	2				
	視唱	2				
	聴音A	2				
	聴音B	2				

	視奏	2	
	リズムソルフェージュ	2	
	ソルフェージュ教育法	2	
	合唱 I	2	
	合唱 II	2	
	合唱 A	2	
	副科声楽 I	2	
	副科声楽 II	2	
	舞台研究 A	2	
	舞台研究 B	2	
	副科鍵盤楽器 I	3	ピアノ・邦楽専攻以外 いずれか必修
	副科鍵盤楽器演習 I	2	
	副科鍵盤楽器 II	3	ピアノ・邦楽専攻以外 いずれか必修
	副科鍵盤楽器演習 II	2	
	副科鍵盤楽器 III	3	
	副科鍵盤楽器 IV	3	
	音楽通論	2	邦楽専攻いずれか4単位必修 作曲・邦楽専攻以外必修
	音楽理論 I	2	
	音楽理論 II	2	
	対位法	2	
	楽曲研究	4	邦楽専攻以外必修
	楽曲研究 (選)	4	
	英語 A・B	4	必修の外国語 } いずれか 科目として履 } 4単位を 修した外国語 } 必修とす 以外の外国語 } る。 を選ぶこと。
	ドイツ語 A・B	4	
	フランス語 A・B	4	
	イタリア語 A・B	4	
	外国語専門 I・II	4	
	実用外国語研究 I・II	4	
	近代和声法	2	
	デスクトップ・ミュージック演習	2	
	ドイツロマン派歌曲の解釈	2	
	日本歌曲の研究	2	
	演奏家としての体の機能的分析	2	
	フランス近代歌曲	2	
	ピアノ演奏研究	2	
	フランス近代音楽	2	
	ピアノ協奏曲研究	2	
	音楽産業論	4	いずれか4単位 修得とする。
	音楽マネジメント論	4	
	音楽心理学	4	
	音楽美学	4	
	楽器学	4	
	日本の伝統音楽	4	
	民族音楽学	4	

ジャズ・ポピュラー音楽論	4
西洋音楽史 (A)	4
西洋音楽史 (B)	4
音楽制作演習	2
吹奏楽を素材とした音楽指導	4
西洋古典舞踏A	2
西洋古典舞踏B	2
舞台論特別実習A	2
舞台論特別実習B	2
演奏論特別実習A	2
演奏論特別実習B	2
伴奏特別実習A	2
伴奏特別実習B	2
創作活動特別実習A	2
創作活動特別実習B	2
インターシップ 特別実習	2
社会活動特別実習	2
作曲・編曲法	2
指揮法 I	2
指揮法 II	2
指揮法 III	2
指揮法 IV	2
音楽療法概説 I	2
音楽療法概説 II	2
音楽療法 I	2
音楽療法 II	2
音楽療法 III	2
音楽療法 IV	2
管弦楽法 A	2
西洋古楽演奏演習 I	2
西洋古楽演奏演習 II	2
西洋古楽演奏演習 III	2
民族音楽演奏演習 I	2
民族音楽演奏演習 II	2
民族音楽演奏演習 III	2
ピアノ専門特殊研究 I	2
ピアノ専門特殊研究 II	2
ピアノ専門特殊研究 III (A) (B)	4
ピアノ専門特殊研究 IV (A) (B)	4
専門特殊研究(弦) I	2
専門特殊研究(弦) II	2
専門特殊研究(弦) III	2
専門特殊研究(弦) IV	2

	室内楽Ⅰ		1	
	室内楽Ⅱ		1	
	室内楽Ⅲ		1	
	室内楽Ⅳ		1	
	スコアリーディング [*] 基礎学習		4	
	スコアリーディング		2	ピアノ専攻のみ
	ピアノ構造論		4	
	管弦楽法概論		4	
	音楽形式学		4	
	専門合奏Ⅴ		2	
	専門合奏Ⅵ		2	
	専門合奏Ⅶ		2	
	専門合奏Ⅷ		2	
	器楽合奏(含和楽器)Ⅰ		2	
	器楽合奏(含和楽器)Ⅱ		2	
	副科弦楽合奏Ⅰ		2	
	副科弦楽合奏Ⅱ		2	
	副科吹奏楽		2	
	吹奏楽指導法		4	
	副科邦楽合奏(箏)		2	
	副科邦楽合奏(三絃)		2	
	副科邦楽合奏(尺八)		2	
	副科邦楽合奏(胡弓)		2	
	雅楽Ⅰ		2	
	雅楽Ⅱ		2	
	電子オルガンⅠ		2	
	電子オルガンⅡ		2	
	音楽学講義		4	
	西洋音楽史概説	4		邦楽専攻以外必修
	概説・日本伝統音楽及び諸民族の音楽		4	
	卒業演奏	4		} ピアノ専攻は いずれか必修とする
	卒業研究		4	
	計	260	384	

<注記> 雅楽については2002年度入学生より適用する。

民族音楽学については2004年度入学生より適用する。

別表第Ⅱ(第33条(2)関係) 教職に関する科目

学部学科の 名称	学科 目の 名称	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考			
音楽学部	各専攻共通	教職に関する科目	教職入門Ⅰ	1		2		
			教職入門Ⅱ	1				
			教育学概論Ⅰ	2	2	6 (5)	括弧内の数字は、教育職員免許法第5条別表第1備考第9号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。	
			教育学概論Ⅱ	2				
			教育心理学	2				
			青年心理学					
			音楽科指導法Ⅰ	2	2	4		13 (6)
			音楽科指導法Ⅱ	2				
			音楽科教材研究A(合唱指導法)					
			音楽科教材研究A(ギター指導法)					
			音楽科教材研究A(リコーダー指導法)					
			音楽科教材研究A(邦楽指導法)					
			音楽科教材研究A(創作指導法)					
			音楽科教材研究B(合唱指導法)					
			音楽科教材研究B(ギター指導法)					
			音楽科教材研究B(リコーダー指導法)					
			音楽科教材研究B(邦楽指導法)					
			音楽科教材研究B(創作指導法)					
			特別活動の研究	1				
			道徳教育論	2				
			教育方法論	2				
			生徒指導論Ⅰ(教育相談を含む。)	2				4
			生徒指導論Ⅱ(進路指導を含む。)	2				(2)
教育実習の研究	1			5				
教育実習	4(2 [*])			(3)	※は実習期間2週間のみ			
教職実践演習(中・高)	2			2				
計	28		22	32(16)単位以上修得				
教育学特論			2	教科又は教職に関する科目				
同和教育論			2					
計	0		4					
計	28		26					

<注記> 本表に掲げる科目のうち、教育学概論Ⅰ、教育学概論Ⅱ、教育心理学、総合演習は卒業要件単位に算入する。

別表第三－(1) (第45条関係) 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料
および入学検定料の金額

	金 額	摘 要
授 業 料	1,630,000円	2011年度適用
	1,630,000円	2012年度適用
	1,630,000円	2013年度適用
	1,630,000円	2014年度適用
施 設 費	350,000円	2011年度適用
	350,000円	2012年度適用
	350,000円	2013年度適用
	350,000円	2014年度適用
入 学 金	400,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額 (2年次以降)
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額 (各年度適用)
入 学 検 定 料	35,000円	

別表第三－(2) (第45条関係) 授業料、施設費、入学金、在籍料および入学検定料の金額

	金 額	摘 要
授 業 料	1,880,000円	2011年度適用
	1,900,000円	2012年度適用
施 設 費	110,000円	2011年度適用
	110,000円	2012年度適用
入 学 金	400,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額 (各年度適用)
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額 (各年度適用)
入 学 検 定 料	35,000円	

<注記> 上記授業料等納付金の金額は2011年度第3学年新編入学生に適用するものとし、
2010年度以前第3学年編入学生については当該入学年度の旧学則に定める金額を
適用する。

別表第四 (第57条関係) 科目等履修生の納付金

出 願 料		10,000円
履 修 料	講 義	1単位に付 20,000円
	演 習	1単位に付 40,000円
	実 習	1単位に付 40,000円

学則の変更の趣旨等を記載した書類

大阪音楽大学は「世界音楽並ニ音楽ニ関連セル諸般ノ芸術ハ之ノ学校ニヨッテ統一サレ 新音楽新歌劇ノ発生地タランコトヲ祈願スルモノナリ」という建学の精神の下、「音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命」としている。この目的や使命を達成するために本学は常に教育方法に創意工夫を加え、カリキュラム編成においては各専門領域の特性をより鮮明に打ち出してきた。

さらに、音楽大学として社会の要請に応えるため、「時代を革新する創造的な音楽の発信者の育成」や「音楽性を核とした豊かな人間力の涵養」を教育上の指針として諸制度を整備してきた。近年ではピアノ演奏家特別コースを設けるなど、国際的な演奏家の育成を目指す教育体制づくりにも着手している。

a 学則変更（収容定員変更）の内容

大阪音楽大学音楽学部全体の入学定員 210 人・収容定員 900 人は変更することなく、平成 23 年度より声楽学科の入学定員 60 人・収容定員 256 人を入学定員 45 人・収容定員 196 人に減じ、器楽学科の入学定員 140 人・収容定員 600 人を入学定員 155 人・収容定員 660 人に増やすため、大学教授会及び理事会の審議を経て大阪音楽大学学則の一部を変更する。

この学則変更（収容定員変更）に際して、声楽学科、器楽学科への過去 4 年間の入学者数を参考とした。詳細は次のとおりである。

○声楽学科

平成 18 年度 61 名、平成 19 年度 45 名、平成 20 年度 53 名、平成 21 年度 41 名

○器楽学科

平成 18 年度 172 名、平成 19 年度 173 名、平成 20 年度 181 名、平成 21 年度 178 名

この実績や学内における独自の調査に基づき、今後の志願者動向等を検討した結果、声楽学科、器楽学科の入学定員・収容定員を前述のとおり変更することとした。

b 学則変更（収容定員変更）の必要性

大阪音楽大学では、より良い大学づくりを目指し、日頃より教育改革等に取り組んで

いるが、この数年は音楽分野を志願する受験生の数が18歳人口の減少率よりも大きく落ち込んでいる。これに加え、関西のオーケストラが厳しい運営を余儀なくされていることに象徴される様に、地域社会における芸術文化に対する支援は積極的であるとは言い難い状況にある。

このような環境にあって、一般的に声楽を志す学生の場合は音楽家として開花する年齢が晚いことから、卒業後の音楽活動やキャリア形成が本格化するまで時間を要する場合があり、これが入学者の減少する理由の一つになっていると考えられる。

その一方で、近畿地区は中学校・高等学校における吹奏楽部の活動が活発な土地柄であり、本学に入学する管楽器・打楽器専攻生の数は堅調に推移している。また、ピアノ演奏家特別コースの開設はピアノ専攻全体に良い影響を与えており、器楽学科全体では入学定員を超える入学者を確保できている。

これらの社会環境の変化や志願者動向を慎重に検討した結果、大阪音楽大学の公共性をより高める目的で声楽学科と器楽学科の収容定員に係る学則を変更することとした。

c. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

今回の学則変更において教育課程、教育方法、履修指導方法および教員組織は変更せず、現行どおりとする。

したがって定員減となる声楽学科では、少人数教育の充実が期待される。一方の器楽学科では従前より実際の在籍学生数に応じて授業の開講クラス数を調整し、必要十分な人数の教員を配置する等の措置を取っていたことから、これまでと同等の教育内容が担保される。カリキュラムの中心となる実技指導にも現在の教育スタッフで十分に対応が可能であることが確認できている。

さらに、本学の器楽学科にはピアノ・オルガン・管楽器・弦楽器・打楽器・邦楽の各専攻が置かれていることから、多様な専攻の学生がより多く入学することで、アンサンブル等の授業がより充実し、教育効果が高まることが期待されている。

また、施設の面においても練習室を170室以上準備しており、アンサンブルや古楽器の練習を含め、収容定員の変更に十分対応できる。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	ナカムラ タカヨシ 中村 孝義 <平成22年4月>		修士 (文学)		大阪音楽大学 音楽学部 教授 (平3. 4)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。